

持続可能な循環資源活用総合対策事業のうちASFに対応した食品産業のリサイクル推進対策事業実施要領

〔 制定 令和3年3月29日 2食産第6768号
農林水産省食料産業局長通知 〕

第1 目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄のIの1の（2）の持続可能な循環資源活用総合対策事業のうちASFに対応した食品産業のリサイクル推進対策事業は、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

実施要綱別表1の事業実施主体の欄の2の食料産業局長が別に定める者は、食品関連事業者（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第4項で規定するものをいう。）とする。

第3 事業の内容等

1 事業内容

本事業は、食品関連事業者による食品残さの飼料への再生利用の継続的な取組の確保を目的として、食品残さを利用して飼料を製造する者（以下「飼料化事業者」という。）において、令和3年4月1日に施行される新たな加熱処理基準（令和2年農林水産省令第56号により改正する飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令。以下同じとする。）に対応した施設が整備されるまでの期間に、食品関連事業者が従前に飼料への再生利用の処理を依頼していた飼料化事業者とは別の加熱処理基準を満たす飼料化事業者へ同処理を依頼する際に、掛かり増しとなる経費を支援するものとする。

2 事業実施の要件

以下の全てを満たすことを要件とする。

- （1）食品関連事業者が、肉を扱う事業所（同一事業所内に、肉を扱う建屋、フロア又はライン等がある事業所等をいう（食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン（令和2年8月31日付け2消安第2496号 農林水産省消費・安全局長通知（令和2年12月1日改正））参照。）から排出される食品残さの飼料への再生利用について、新た

な加熱処理基準の施行以前より継続して取り組んでいること。

(2) (1)において食品関連事業者が食品残さの飼料への再生利用を行う際の再生処理の依頼先となっている飼料化事業者において、令和3年4月1日時点で新たな加熱処理基準を満たすための施設が整備されていないこと。

(3) (2)の飼料化事業者において新たな加熱処理基準を満たす施設の整備が完了するまでの期間に、食品関連事業者が、新たな加熱処理基準を満たす別の飼料化事業者へ食品残さの飼料への再生利用の処理を依頼すること。

3 補助対象経費

(1) 対象となる経費

交付要綱別表1の事業の経費のうち補助の対象となる経費は、事業実施主体となる食品関連事業者が、2(3)の「別の飼料化事業者」に再生利用の処理を依頼する際に必要となる次に掲げる経費のうち、2(2)の飼料化事業者に対して支払っていた費用と比較して増加した部分とする。

ア 処理費（当該再生利用の処理を行うために、食品関連事業者が飼料化事業者（自己を除く。）に対して支払う費用のことをいう。）

イ 輸送費（アの処理を目的として食品残さを飼料化事業者の再生処理施設へ輸送するために、食品関連事業者が当該輸送を行う者（自己を除く。）に対して支払う費用のことをいう。）

(2) 経費の算定方法

(1)のア及びイの額は、次の計算方法により算定することとする。なお、計算式におけるA～Cは、それぞれ以下の表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、AとBとの間で単価の単位等が異なる場合は、Aと同様の単位等になるようBの単価を換算することとする。

$$\text{算定額（円）} = \left(A \left(\text{円/kg 等} \right) - B \left(\text{円/kg 等} \right) \right) \times C \left(\text{kg 等} \right)$$

A	2(3)の「別の飼料化事業者」に処理を依頼する際の重量等当たり単価
B	2(2)の飼料化事業者に処理を依頼していた際の重量等当たり単価。ただし、2(3)の「別の飼料化事業者」に処理を依頼する以前の直近1カ月の単価を採用する。
C	2(3)の「別の飼料化事業者」に処理を依頼する重量等の合計

(3) 対象となる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、2(2)

の施設の整備が完了するまでの期間を補助対象とする。

4 補助対象外の経費

次の取組は本事業の補助の対象としない。

- (1) 国の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費
- (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額
(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額。)

5 補助率等

補助率は定額とする。また、補助上限額は 1 事業者当たり 100 万円とする。

6 留意事項

再生利用にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律等の関係法令に基づき、食品廃棄物等の適正な処理を確保することとする。

第 4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和 3 年度とする。

第 5 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、実施要綱第 5 の 1 の規定に基づき、別記様式第 1 号により事業実施計画を作成し、事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。なお、別記様式第 1 号に添付すべき資料であって、既に本事業の募集要領に基づき提出のあった資料等と重複するもの(内容の変更がないものに限る。)は、その添付を省略できるものとする。
- (2) (1) の事業実施計画の次に掲げる変更については、その手続きを(1)に準じて行うものとする。ただし、交付要綱第 11 の変更承認申請書の提出をもって、これに代えることができる(エを除く。))。
 - ア 事業の中止又は廃止
 - イ 事業実施主体の変更
 - ウ 事業費の 3 割を超える変更
 - エ 国庫補助費の増
 - オ 国庫補助費の 3 割を超える減

2 事業実施計画の承認

- (1) 実施要綱第 5 の 1 の事業実施計画の承認は、別記様式第 3 号により行うものとする。

- (2) 事業承認者は、本実施要綱に掲げる事項等を満たす場合、事業実施主体から提出された事業実施計画書について、予算の範囲内で承認を行うものとする。

なお、別に定める募集要領に基づき提出された事業実施計画書により、補助金交付候補者に決定されたことをもって、承認されたものとする。

第6 国の助成措置

1 補助対象経費

- (1) 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。

- (2) 原則として、交付決定後に着手された事業に係るものとする。

ただし、新たな加熱処理基準施行後に着手された事業に係る経費も補助対象とするものとする。

2 補助対象外の経費

次の取組は本事業の補助の対象としない。

- (1) 国の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費

- (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額
(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額。)

3 補助率等

補助率は定額とする。また、補助上限額は1事業者あたり100万円とする。

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画(別記様式第1号)に準じて事業実施状況等に係る報告書及び確認書(別記様式第2号)を作成し、事業承認者に提出するものとする。なお、報告書は交付要綱第16の1の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第8 報告又は指導

事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号（A S F に対応した食品産業のリサイクル推進対策事業）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあっては北海道農政事務所長
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇年度持続可能な循環資源活用総合対策事業のうちA S F に対応した食品産業の
リサイクル推進対策事業実施計画の承認（変更又は中止若しくは廃止の承認）申
請について

農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱（平成24年 4 月20日23食産第4049号農林水産事務
次官依命通知）第 5 の 1 （注 1）に基づき、関係書類（注 2）を添えて承認（変更又は中
止若しくは廃止の承認）を申請します。

（注 1）変更又は中止若しくは廃止の承認申請の場合は、「第 5 の 2」とする。

（注 2）関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

※持続可能な循環資源活用総合対策事業実施要領の第 7 に定める事業実施結果に係る報告
書として本様式を用いる場合には、件名を「〇年度持続可能な循環資源活用総合対策事業
のうちA S F に対応した食品産業のリサイクル推進対策事業実施計画の実施結果の報告に
ついて」とし、別添「3 A S F に対応した食品産業のリサイクル推進対策の取組計画」
には実績を記載すること。

別添

持続可能な循環資源活用総合対策事業のうちASFに対応した食品産業のリサイクル推進対策事業
事業実施計画書（事業実施結果に係る報告書※）

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体名	
所在地	

1 事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

2 事業内容及び実施方法

※事業の趣旨、目的、内容、期間等について記載すること。

※持続可能な循環資源活用総合対策事業実施要領の第7に定める事業実施結果に係る報告の場合には、（ ）内を記載する。

3 A S Fに対応した食品産業のリサイクル推進対策の取組計画

肉を扱う事業所等から排出される食品残さの飼料への再生利用について、新制度移行前から継続して取り組んでいる食品関連事業者であって、
従来飼料化処理を依頼している飼料化事業者において、令和3年4月1日以降新制度に対応するための施設が未整備のため、
従来の処理施設の整備等が完了するまでの間、新制度に対応した別の飼料化事業者に処理を依頼し、飼料化による再生利用の取組を継続する。

(上記に該当する場合に○を記入し、全てに○が記入された場合に、下記計画表を作成)

従来処理費用（直近1カ月平均、円/kg）		事業実施結果報告時確認（注1）	
----------------------	--	-----------------	--

整理番号	処 理 費 用 の 情 報					事業実施結果報告時確認（注3）	
	食品残さの内容	1kg当たりの料金（円）（注2）	(A) 従来費用との差額（円/kg）	(B) 総重量（kg）	差額総額（円）（A×B）	重量の確認（飼料化事業者の確認書）	処理費用負担の確認
1			0		0		
2			0		0		
3			0		0		
4			0		0		
5			0		0		
6			0		0		
7			0		0		
8			0		0		
9			0		0		
10			0		0		
差額合計①（円）					0		

整理番号	輸 送 費 用 の 情 報									事業実施結果報告時確認（注6）			
	食品残さの発生地（〇〇県〇〇市）	重量当たり又は1日当たり	従来		代替		差額			従来		代替	
			食品残さの発生地（〇〇会社 〇〇県〇〇市）（注4）	(A) 輸送費（円/日）（円/kg）（注5）	食品残さの発生地（〇〇会社 〇〇県〇〇市）（注4）	(B) 輸送費（円/日）（円/kg）（注5）	(C) 従来費用との差額（円/日）（円/kg）（B-A）	(D) 総日数（日） 総重量（kg）（注5）	差額総額（円）（C×D）	輸配送経路の確認	輸送費用負担の確認	輸配送経路の確認	輸送費用負担の確認
ア							0		0				
イ							0		0				
ウ							0		0				
エ							0		0				
オ							0		0				
カ							0		0				
キ							0		0				
ク							0		0				
ケ							0		0				
コ							0		0				
差額合計②（円）									0				

合計（税込） (①+②) うち消費税相当額 (③×10/110)

0円…③（注7）

0円…④

本補助事業における事業費合計 (③-④)

0円…⑤

注1：事業実施結果報告時には、負担した直近1カ月の平均処理費用が確認できる書面を添付し、「事業実施結果報告時確認」欄に「○」を記載すること（例：処理契約の写、領収書 等）

注2：食品残さの内容に応じて1kg当たりの料金が異なる場合は行を分けて記載すること。

注3：事業実施主体は、飼料化事業者への輸送を行ったときは、別記様式第2号により、飼料化事業者より食品残さの重量その他につき証明を発行してもらい、

事業実施結果報告時には整理番号順に整理添付し、「重量の確認」欄に「○」を記載すること。

注3：事業実施結果報告時には、処理費用を負担したことが確認できる書面を、整理番号順に整理添付し、「処理費用負担の確認」欄に「○」を記載すること（例：領収書 等）

注4：「食品残さの発生地」欄は、輸送先となる飼料化事業者の名称及び着地の住所を記載すること。

注5：輸送費は、契約内容に応じて重量当たり単価や1日当たり単価等を記載すること。

ただし、切替前後で単価設定が異なる場合は、切替後の単価設定と合うよう切替前単価を換算すること。

注6：事業実施結果報告時には、輸送の経路（従来・代替）が確認できる書面を、整理番号順に整理添付し、「輸送経路の確認」欄に「○」を記載すること（例：輸送契約の写、発送伝票の写 等）

注6：事業実施結果報告時には、輸送費用（従来・代替）を負担したことが確認できる書面を、整理番号順に整理添付し、「輸送費用負担の確認」欄に「○」を記載すること（例：領収書、発送レシート 等）

注7：事業実施主体が免税事業者の場合は、③を「補助対象事業費」とする。

注：行は適宜追加すること。

注：「本補助事業における事業費合計」欄（⑤）は、事業実施主体が事業計画通りの活動を行った場合の、補助金交付額の目安額である（活動実績、証拠書類の不足、報告手続きの不備等により変動し、最終的給付を保証するものではない）。

別記様式第 2 号

番 号
年 月 日

(事業実施主体名) 殿

(飼料化事業者名)
(飼料化事業者所在地)
(飼料化事業者の代表者氏名)

持続可能な循環資源活用総合対策事業のうち A S F に対応した食品産業のリサイクル推進対策の取組にかかる輸送の確認書

貴社は、農林水産省所管事業「持続可能な循環資源活用総合対策事業のうち A S F に対応した食品産業のリサイクル推進対策」の取組として、当社に下記のとおり食品残さを輸送いただきましたことを証明します。

記

食品残さの内容	重量 (k g)
合 計	

※代替処理依頼期間内の輸送量の合計を記載すること。

※「A S F に対応した食品産業のリサイクル推進対策」に取り組む事業実施主体は、代替の飼料化事業者に食品残さを輸送したときには、内容と重量の証明のため、当該飼料化事業者に本様式の作成を依頼し、事業完了時に国へ事業実施結果の報告を行う際に、添付資料として提出すること。

別記様式第3号（ASFに対応した食品産業のリサイクル推進対策事業）

番 号
年 月 日

団体名
代表者の役職及び氏名 殿

（事業承認者）

○年度持続可能な循環資源活用総合対策事業のうちASFに対応した食品産業の
リサイクル推進対策事業実施計画の承認について

○年○月○日付け○○○○により申請のあった○年度持続可能な循環資源活用総合対策
事業のうちASFに対応した食品産業のリサイクル推進対策事業の事業実施計画について
は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日23食産第4049号農林水産事
務次官依命通知）第5の1（注）の規定に基づき、（変更又は中止若しくは廃止を）承認

（注）変更又は中止若しくは廃止の承認の場合は、「第5の2」とする。